

一般財団法人日本鉱業振興会
少壮研究者による海外科学技術研究調査助成実施規則

(目的)

第1条 この規則は、一般財団法人日本鉱業振興会（以下「この法人」という。）が、少壮有為の研究者が海外において行う金属鉱業に関する科学的技術研究調査に対する助成（以下「海外研究調査助成」という。）に関して、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則は、金属鉱業に関する「調査、研究に対する助成」（定款第4条（1））のうち第2条第2項(2)について審議し、決定する。

2. 調査、研究に対する助成とは、次の各号をいう。

(試験研究助成)

(1) 鉱業団体等が行う金属鉱業に関する調査・研究に対する助成

(海外研究調査助成)

(2) 少壮研究者が行う海外科学技術研究調査に対する助成

(海外地質巡検等助成)

(3) 大学生或いは大学院生が行う海外地質巡検・海外鉱床調査に対する助成

(助成対象)

第3条 海外研究調査助成の対象は、原則として、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 原則として40歳以下の研究者

(2) 海外における、金属鉱業に係る研究調査、或いは研究調査結果の発表を目的として渡航する者

2. 前項の対象者は、一般社団法人資源・素材学会（以下「資源・素材学会」という。）が推薦するものとする。

(決定)

第4条 海外研究調査助成は、資源・素材学会が推薦する者の中から、研究歴、研究業績を勘案し、渡航目的等について厳正なる審査選考を行い、代表理事が承認した者とする。

2. 代表理事は、前項で承認した海外研究調査助成については、理事会に報告するものとする。

(募集、申請及び選定)

第5条 この法人は、毎年3月に、資源・素材学会に対し、海外研究調査助成を希望する者を募集するものとする。

2. 海外研究調査助成の交付を希望する者（以下「申請者」という。）は、資源・素材学会に申請し、同会の承認を得た後、毎年7月までに、この法人に提出するものとする。

3. 前項の推薦申請者については、次の各号を明記するものとする。

- (1) 推薦申請者名、経歴及び研究等の業績
- (2) 渡航目的（研究調査、研究調査結果の発表）
- (3) 渡航場所
- (4) 渡航期間
- (5) 渡航経費明細

4. この法人は、原則、申請者の渡航期限に間に合うまでに、申請者の中から助成金を交付するにふさわしい者（以下「助成対象者」という。）を選定する。

(助成金の交付)

第6条 この法人は、代表理事の承認を得た海外研究調査助成について、助成対象者より請書を受領後、直接助成対象者本人に助成金を交付するものとする。

(通知)

第7条 この法人は、助成対象者の決定後速やかに、資源・素材学会及び申請者に対し決定の通知を行うものとする。

2. 通知に当たっては、必要な条件を付することがある。

(実施)

第8条 助成対象者は、この法人にあらかじめ提出した計画に従って海外における研究調査或いは研究調査結果の発表を実施するものとする。

(報告)

第9条 この法人は、助成対象者に対し、助成対象とする海外における研究調査或いは研究調査結果の発表の実施報告（指定様式）を要求するものとする。

(計画変更)

第10条 助成対象者は、当初の目的を大幅に変えるような計画の変更をする場合は、書面にてこの法人の代表理事に申し出て、承認を得なければならない。

(完了)

第11条 助成対象者は、研究調査或いは研究調査結果の発表が完了したときは、その結果についてこの法人に対して書面にて報告をするものとする。

2. 前項の場合、この法人は、助成対象者に対して、研究調査或いは研究調査結果の発表の成果にかかわらず、交付した助成金の返還を求めるものとする。

3. 助成対象者が、実施計画に基づく研究調査若しくは研究調査結果の発表を実施しなかったとき、又はこの法人の目的に反する行為をした場合は、この法人は助成対象者に対して助成金の返還を求めるものとする。

(成果の帰属)

第12条 海外研究調査助成の成果の帰属については、この法人と助成対象者との協議により定めるものとする。

(請書)

第13条 この法人は、研究調査或いは研究調査結果の発表の確実な実施を期するため、助成金の交付に際し、助成対象者から請書の提出を求めるものとする。

2. 請書の様式は、別紙のとおりとする。

(助成額)

第14条 海外研究調査助成は、助成1件について最高300千円以内とする。

(返還)

第15条 助成対象者は、計画を変更・中止したときは、助成金を精算、返還するものとする。

(改廃)

第16条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

- 1.この規則は、一般財団法人の設立登記の日（平成24年4月1日）から実施する。
- 2.平成24年6月15日に改正し、平成24年6月15日から実施する。
- 3.平成25年3月15日に改正し、平成25年4月1日から実施する。
- 4.平成26年11月21日に改正し、平成27年4月1日から実施する。
- 5.平成28年11月18日に改正し、平成29年4月1日から実施する。